

政治分野 第3章 日本の政治機構

1. 国会（立法権）

【国会の地位】

憲法第4章 国会

第41条 国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

第42条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

= 二院制

第45条 衆議院議員の任期は、四年とする。

但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第46条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

※ 三権分立

国会に立法権、内閣に行政権、裁判所に司法権を持たせ、
たがいに「抑制と均衡」の関係を築いている

【国会の権限】

▶国会議員の特権

憲法第49条……歳費特権（歳費を支給される。地方議員の場合は議員報酬。）

第50条……不逮捕特権（国会会期中は逮捕されない）

第51条……免責特権（院内での発言について院外で責任を問われない）

▶国会の権限

衆議院の優越……多くの点で衆議院が参議院よりも優越している

- ・法律案の議決、予算の議決、条約の承認
- ・内閣総理大臣の指名、内閣不信任案の議決

⇕

両院対等

- ・憲法改正の発議権（第96条の1）
- ・国政調査権（第62条）
- ・弾劾裁判（第64条、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判）

▶両議院とも 委員会 制度をとっている。

法案等は、本会議の前に、各専門分野の委員会で審議・議決する

▶ 国会の種類

通常国会……国会の常会は、毎年一回これを召集する。（第52条）

1月から会期150日。翌年度の予算を決定する。

臨時国会……内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。

いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。（第53条）

特別国会……衆院総選挙後。内閣総理大臣を指名する。（第54条）

2. 内閣（行政権）

【内閣と議院内閣制】

憲法第5章 内閣

第65条 行政権は、内閣に属する。

第66条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる 内閣総理大臣 及びその他の国务大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国务大臣は、文民 でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第67条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。

この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

第68条 内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。

但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に国务大臣を罷免することができる。

閣議 ……内閣総理大臣およびその他の国务大臣による会議

- ・法律の執行、外交・条約の締結、予算の作成
- ・政令の制定（政令＝内閣の命令、省令＝各省庁の命令）

＝ 委任立法 ……法律では大枠のみを定め、

詳細については政令・省令に任される、ということ

【衆議院の解散・総選挙】

第69条 内閣は、衆議院が 内閣不信任 の決議をした場合

10日以内に衆議院を 解散 するか、もしくは内閣 総辞職 する。

※ただし今まで内閣不信任が可決されたのは4回のみ（48, 53, 80, 93年）

他は全て、憲法第7条（天皇の国事行為を内閣が助言・承認）による解散

第54条 衆議院解散の日から 40日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、

総選挙の日から 30日以内に国会を召集する。→内閣総理大臣の指名。

【行政の民主化と行政改革】

- ・行政手続法（1993）……許認可行政や行政指導の透明性確保
- ・ 情報公開法（1999）……全ての人に行政文書の開示請求権を認める。

- ・ オンブズマン（行政監察官）制度

法制化はされていないが、川崎市が初めて条例化。

スウェーデン語の ombudsman は両性名詞なので、オンブズパーソンにする必要は無い。

- ・国・地方公共団体の 行政委員会 ……公正な人選、民主的運営が求められる

3. 裁判（司法権）

【裁判所の地位、司法権の独立】

第 76 条 すべて司法権は、**最高裁判所**及び法律の定めるところにより設置する**下級裁判所**に属する。

- ② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- ③ すべて裁判官は、その**良心**に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

=①②…司法権の独立, ③…個々の裁判官の独立

▶ 裁判官の身分保障

第 78 条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。

裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

→国会に設置される弾劾裁判で行う（今までに 4 人罷免）

第 79 条 最高裁判所の裁判官に対する国民審査

▶ 裁判官の任命

第6条② 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第79条 最高裁判所……の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。

【裁判所の組織と権限】

最高裁判所 ……15 人の裁判官からなる

↑上告

高等裁判所 ……札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡

↑控訴

地方裁判所 ……普通の第 1 審

家庭裁判所 …（刑）少年関係・（民）家事審判の場合

簡易裁判所 …（刑）罰金以下・（民）訴額 90 万円以下の場合

・三審 制…上級裁判所へ訴えることを総称して上訴という。

控訴 …第 1 審に不服で上級審に訴えること

上告 …第 2 審（控訴審）に不服で上級審に訴えること

刑が確定したあとも再審の制度……これで冤罪を晴らした人もいる。

【裁判の種類と当事者】

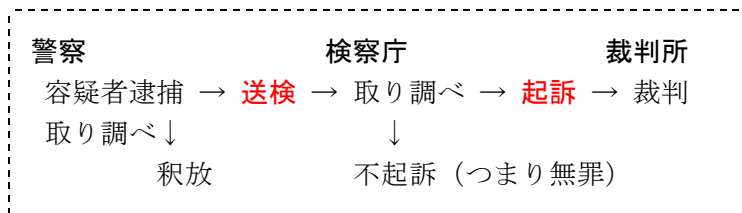
- ▶ **民事裁判** ……私人間の争いを裁判する。
原告 ……訴えでた個人・団体
被告 ……訴えられた個人・団体
- ▶ **刑事裁判** ……警察が逮捕した容疑者を、検察官が起訴して始まる。
原告… 検察官 vs 被告…「**刑事被告人**」

検察庁…法務省の下にある行政組織

刑事事件を捜査し、起訴するかどうかを決定する。

裁判所に対応して最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁がある

※ 裁判官・弁護士・検察官…いずれも司法試験に合格しなくてはならない



- ▶ **検察審査会** ……検察官の不起訴処分の適否を審査する機関。
一般人が抽選でメンバーになる。
- ▶ **裁判員 制度** ……2009 年から導入。刑事裁判にも一般人が参加する。
3 人の裁判官 + 6 人の裁判員で量刑まで決める。

【憲法の番人】

違憲審査権 ……裁判所には、国会が制定した法律、内閣・省庁が定めた政令・省令が違憲でないかどうかを審査する権限がある。

第 81 条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。
→ 最高裁は “**憲法の番人**” と呼ばれている（が…）

但し、この権限は、実際に違憲の訴えがなされてから行使される。

また、違憲判決がなされた場合は、現にその裁判所が扱っている事件についてのみ、その法令は無効とされる。（他の事件には波及しない）

※自衛隊・米軍基地などが憲法第 9 条に違反するか？

高度な政治判断に基づいて行われる政策行為なので判断しない（**統治行為論**）
→これでは「憲法の番人」としての責任を果たしていない！

4. 地方自治

【地方自治の2つの原理、地方自治の本旨】

- ▶ 地方自治は「民主主義の学校」である……イギリスの政治家 ブライス の言葉
- ▶ 2つの原理…… 住民自治 …… 地域住民自らが地域の自治を行う
 - 団体自治 …… 地方公共団体 (都道府県・市区町村) が
国とは別の団体として地域の政治を自主的に行う
= 地方自治の本旨

憲法第8章 地方自治

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は
地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

【地方公共団体の組織と権限】

- ▶ 議会 (議決機関) …… 住民の選挙で議員を選ぶ
予算の議決、法律の範囲内で 条例 を制定
- ▶ 長(首長) (都道府県知事、市区町村長) …… これも住民の選挙で選ばれる
執行機関の長として、各種委員会などの組織を率いる

両者は抑制と均衡の関係にある

- ・ 議会は長に対し、不信任決議 権を持つ
- ・ 長は議会に対し、拒否 権・解散 権を持つ

【日本における地方自治の課題・問題点】

- ▶ 国からの委任事務が多かった
⇔ 1999年 地方分権一括法 制定
それまでの広範な「機関委任事務」を廃止
国政選挙などのほか、
都市計画・学級編成基準などまで国の管理下にあった
 - ・ 自治事務 …… 自治体それぞれの判断で実施
都市計画、学級編成などはこの中に入る
 - ・ 法定受託事務 …… これは国の管理下
国政選挙、パスポート交付、生活保護の決定など

- ▶ 自主財源が少ない……三割自治、四割自治 → 国からの補助金に依存
 - ・ **地方交付税** …… “税” とあるが、国の財源から地方公共団体に
団体間の財政力格差を是正するために分配される資金。
(使途は指定されていない)
 - ・ **国庫支出金** …… 国から使途を指定されて支給される補助金
- * **三位一体の改革** …… ①. 国から地方への税源移譲、②. 補助金削減
③. 地方交付税見直し

↓
- * **平成の大合併** …… 規模と能力のある自治体を作るため
しかし、規模拡大でむしろ住民サービスが低下している

【住民自治と住民の権利】

- ▶ 第 95 条 特定の地方公共団体にのみ適用される地方特別法について
住民投票権 (**レファレンダム**) を保障

▶ **直接請求権**

	必要署名数	請求先	取り扱い
条例の制定・改廃の請求 (イニシアティヴ)	有権者の 50分の1	首長	首長が議会にかけ その結果を公表
監査請求		監査委員	監査の結果を公表し 長・議会へも報告
議会の 解散 請求	3分の1	選挙管理委員	住民投票で過半数の 同意があれば解散
解職請求 (リコール) 長・議員の解職		選挙管理委員	住民投票で過半数の 同意があれば解職
----- 委員などの解職		首長	議会にかけ4分の3の 同意があれば解職

- ▶ **住民投票** …… 上記以外の住民投票は法的拘束力はないが…
最近では、原発問題などで実施され、民意が反映されることも。

5. 政党政治 6. 選挙制度

【政党政治】

政党・・・国民の中で、同じ意見の人を集めて、政治に反映させるための組織

与党（政権を担当している政党） vs 野党（政権を担当していない政党）

連立 政権・・・1つの党で議席の過半数を占めることができない場合、
複数の政党が連合して政権を担当すること

※各国の政党政治と選挙のあり方

▶ 日本、ドイツ、フランスなど・・・多くの政党が存在＝**多党制**

- ・ドイツ・・・メルケル首相率いるキリスト教民主・社会同盟（CDU・CSU）と
社会民主党（SPD）による大連立政権。（2021年、メルケル引退予定）
野党は「緑の党」（環境問題を主に活動）「左翼党」（旧東独の社会主義統一党の後継勢力）

上院＝連邦参議院・・・各州政府の代表で選挙は無い

下院＝連邦議会・・・任期4年。小選挙区比例代表併用制
＝比例代表がメイン

まず比例代表で政党に投じられた全国票を集計し、この結果をもとに各政党に議席が配分される。

その際、得票率が5%以上か、3つ以上の小選挙区で勝利した政党のみに議席が配分される。

また小選挙区で得票が1位となった者は、無条件に当選者となる。

▶ **二大政党制**

- ・アメリカ・・・バイデン大統領の 民主党 VS 共和党（2021年現在）
上院・・・各州2名、任期6年、2年ごとに3分の1改選
下院・・・人口比で各州に議席配分、州内では単純小選挙区制

- ・イギリス・・・ジョンソン首相率いる 保守党 VS 労働党（2021年現在）
上院＝貴族院・・・ただし現在は世襲貴族の議席は制限され、一代貴族が主体。
学者など各界の第一人者などから貴族院任命委員会が推薦して叙爵する
のが一般的であるため優れた専門性を有しているとされる。
下院＝庶民院・・・単純小選挙区制

【選挙制度】

▶ 選挙の原則

- ①. 普通 選挙（年齢制限のみ）
- ②. 平等 選挙（1人1票）
- ③. 秘密 選挙（投票者自身は無記名）
- ④. 直接選挙・・・反対語は「間接選挙」

※間接選挙の例 アメリカの大統領選挙・・・まず「選挙人」を選び、選挙人が候補者に投票
フランスの上院議員・・・下院議員と地方議会議員による選挙で選出

▶ 選挙制度

- ①. 大選挙区制……1つの選挙区から複数の当選者を出す
→少数政党も議席を獲得することが可能
- ②. 小選挙区制……1つの選挙区から1人しか当選者を出さない
→ 死票が多い(最大の問題点)
- ③. 比例代表制……政党に投票。得票数に応じて政党に議席を配分する。
→死票が少ない。しかし無所属では立候補できない。

※ **ドント式**……政党に議席数を配分する方法の1つ

【日本の国政選挙の制度】

▶ 衆議院……**小選挙区比例代表並立制**、定数465議席

- 289議席……小選挙区制
- 176議席……全国11ブロック毎に**拘束名簿式**比例代表制
九州、四国、中国、近畿、北陸信越、東海、南関東、東京都、北関東、東北、北海道

両方に**重複立候補**が可能 → 小選挙区で負けても比例代表で当選可能
拘束名簿式の名簿順位が同順の場合、「惜敗率」で順位を決める。
(惜敗率=当選者の得票に対して何%の得票数だったか)
小選挙区で当選の場合は、名簿から消えたものとみなす

▶ 参議院……全248議席(3年ごとに124ずつ)

- 100議席(50)……全国1区とした**非拘束名簿式**比例代表制
名簿順位がない → 個人名投票を認め、個人得票の多い者から順に当選
- 148議席(74)……中選挙区制(茨城は1回につき2議席、計4議席)

※一票の格差(議員定数の不均衡)

参院中選挙区制のみならず、本来、差が生じないはずの衆院小選挙区制でも格差がある。

※選挙・政党に関する法律

公職選挙法……選挙の公正を保障するための法律

- ・戸別訪問の禁止(電話OK、SNSもOK、電子メールはダメ)
- ・連座制……選挙運動の中核人物が選挙違反で有罪となった場合、候補者はその選挙区で一定期間立候補できない
- ・2016年参院選から、投票権が18歳以上に引き下げ

政治資金規正法……汚職・贈収賄など、企業と政治家の癒着を防止する

政党助成法……国庫から議席数に比例して政党に補助金を分配

→これには批判・問題も多い

7. 世論と政治参加

【民主政治と世論】

世論 ……公的な事柄に関する人々の意見

※本来、世論は人々が公の場で議論しながら形成していくべきもの
市民革命の時代には、カフェ等で活発に議論がなされ、
また多くの政治パンフレットが出版されていた。

↓

しかし、現代においては、世論は マス・メディア の支配下にある
TV局・新聞社などによる“世論調査” etc.
(アンケートの4～5択の選択肢を選ぶだけで世論と言えるか?)

インターネットは、誰でも情報を発信できる
しかし フェイクニュース を意図的に垂れ流す連中も多い

政党や 圧力団体 (政治家・官僚らに働きかけ利益を促進しようとする集団) らによる
世論操作 (大衆操作・情報操作) の危険性は増している

⇕

一人一人が メディア・リテラシー (情報を理性的に批判できる能力) を養う必要

【政治的無関心と無党派層の拡大】

政治家・官僚らの腐敗が後を絶たない
→ 政治そのものへの嫌悪感・無関心が広まるのも無理はない

⇕

しかし、全ては政治によって動くのである!

政治から目を背けると、ナチスのような連中が権力を握るのだ、
ということ、我々は20世紀の歴史から学ばねばならない

【市民運動の広がり】

市民運動……平和運動、女性運動、消費者運動など
市民が自発的に集まって政治に働きかけること

住民運動……特に地域に住む人々が連帯して地域の問題に取り組む場合

NPO 活動……Non Profit Organization (民間非営利組織)

1995年、阪神・淡路大震災をきっかけに
被災者支援・ボランティア活動が活発に

1998年、特定非営利活動促進法 (NPO法) 制定
NPOへの税制優遇など